

社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方 基礎資料

我が国の教員免許制度について

1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

2. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

② 特別免許状

③ 臨時免許状 (有効期限3年)

- 授与権者：都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状：全ての都道府県
 - ・特別免許状 } 授与を受けた
 - ・臨時免許状 } 都道府県内

我が国の教員免許制度について(続き)

普通免許状

① 大学における養成

学士の学位等

+

教職課程の履修

[教科及び教職に関する科目]

⇒

教員免許状

② 教員資格認定試験（幼稚園、小学校、高等学校（情報））の合格

③ 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験や大学等で所要単位により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

4. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能**（任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に**届出**をすることが必要）。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に**申請し、許可を得ることが必要**）。

教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳(教育職員免許法)

別表第一(第五条、第五条の二関係)

第一欄 所要資格		第二欄 基礎資格	第三欄	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。)の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

注1: その他の科目として、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目※」又は「情報機器の操作」を各2単位、計8単位の修得が必要となる。また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要である。

注2: このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

別表第三(第六条関係)

第一欄 所要資格		第二欄	第三欄	第四欄
		有することを必要とする第一欄に掲げる教員(当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。)の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は～(中略)～として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
	一種免許状	二種免許状	5	45
	二種免許状	臨時免許状	6	45
小学校教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	41
	一種免許状	二種免許状	5	45
		特別免許状	3	26
中学校教諭	二種免許状	臨時免許状	6	45
	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	25
高等学校教諭	一種免許状	二種免許状	5	45
	二種免許状	臨時免許状	6	45
	専修免許状	一種免許状	3	15
	特別免許状	3	25	
	一種免許状	臨時免許状	5	45

免許法別表第三の規定により専修免許状の授与を受ける場合(特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。),「大学が独自に設定する科目」を修得する。

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位(幼稚園・小学校教諭)

■ 幼稚園教諭

(単位)

領域部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 領域に関する専門的事項※1 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 	16	16	12
教職部分	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※2 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 	4	4	4
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		38	14	2
上記に加えて		75	51	31

■ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法※4 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法 	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2
上記に加えて		83	59	37

※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合には6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得

※3 1単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

※5 1単位以上を修得

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）※他学校種も同様

※1 健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得

※2 1単位以上を修得

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位(中学校・高等学校教諭)

■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	28	28	12
教職部分	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法※4 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
		83	59	35

■ 高等学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 	24	24
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※2 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※3 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 	8	8
教育実践に関する科目	教育実習	3	3
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		36	12
		83	59

※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得

※3 1単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

※5 1単位以上を修得

※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得

※2 1単位以上を修得

※3 1単位以上を修得

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位(特別支援・養護・栄養教諭)

■ 特別支援学校教諭 (単位)					■ 養護教諭 (単位)				■ 栄養教諭 (単位)					
科目	各科目に含めることが必要な事項	専修	一 種	二 種	科目	各科目に含めることが必要な事項	専修	一 種	二 種	科目	各科目に含めることが必要な事項	専修	一 種	二 種
特別支援教育領域に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 	16	16	8	教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 	8	8	5	教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 	8	8	5
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 	5	5	3	道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 	6	6	3	道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 	6	6	3
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	3	教育実践に関する科目	養護実習	5	5	4	教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2	2
					教育実践に関する科目	教職実践演習	2	2	2		教育実践に関する科目	教職実践演習	2	2
					大学が独自に設定する科目		31	7	4	大学が独自に設定する科目		24		
		26	26	16			80	56	42			46	22	14

教職課程コアカリキュラム(概要)

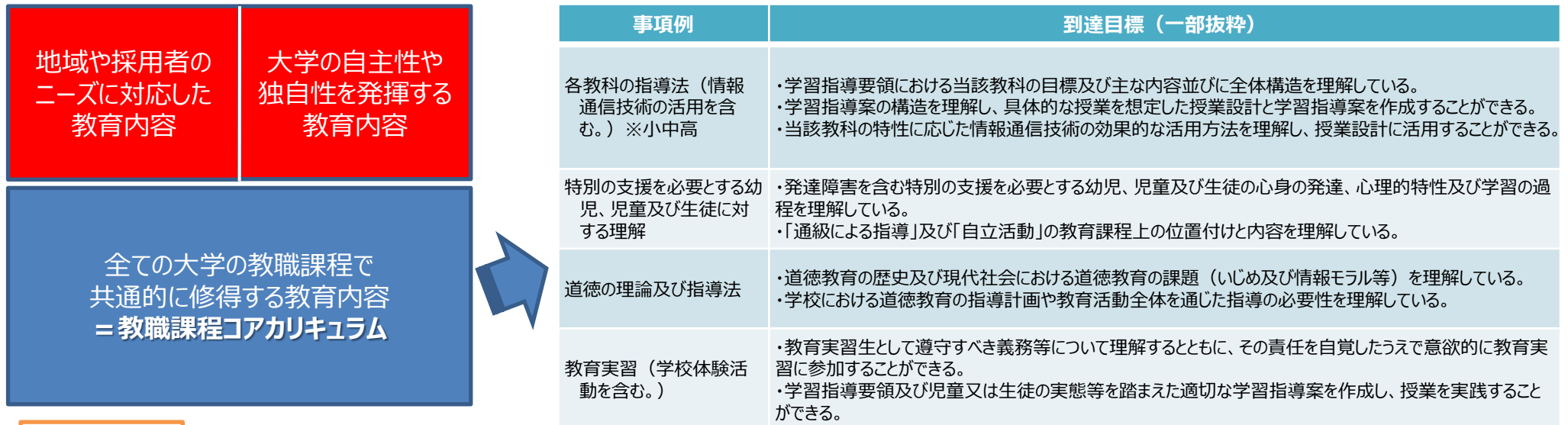
作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成



活用方法

※平成29年策定時は改正前の「教職に関する科目」のコアカリキュラムについて作成。令和3年8月に法令の改正により、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を追加する等の一部改正を行った。

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

【大学関係者】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成
- ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施

【採用者（教育委員会関係者、学校法人関係者）】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施

【国（文部科学省）】

- ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用

教職課程における「学校体験活動」の効果的な導入について

学校体験活動について

5 学校体験活動と教育実習の違いについて

	学校体験活動	教育実習
内容	学校等における教育活動や学校行事、部活動、 <u>学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心</u>	学校の教育活動について実際に <u>教員としての職務の一部を实践させることが中心</u>
実施期間	実施方法にもよるが、教育実習よりも長期間を想定（ただし、一日あたりの時間数は少ないことを想定）	4単位で120時間程度（3～4週間程度） 2単位で60時間程度（2～3週間程度）
学校の役割	<u>学校体験活動の目標達成に向けた指導</u> 、学生が行う支援、補助業務の指示	<u>実習生への指導や評価表の作成（そのための指導教員を専任し、組織的な指導体制を構築）</u>

6 学校体験活動を取り入れた具体的な履修モデルについて

- 5単位の教育実習のうち、2単位を学校体験活動に位置付けて、1年生と2年生それぞれで1単位の学校体験活動、3年生で介護等体験、4年生で3単位（事前事後指導含む）の教育実習を実施するモデル※1

学校体験活動を取り入れた教育実習の早期化・分散化モデル

1年生	学校体験活動 春季・夏季休業中等に実施	省察活動
2年生	学校体験活動 春季・夏季休業中等に実施	
3年生	介護等体験(特別支援学級等) 春季・夏季休業中等に実施	
4年生	教育実習・教職実践演習	

※1 文部科学省委託事業 令和5年度 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
大阪教育大学「教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドライン」より抜粋
<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/practice/tyosakenkyu/guideline.html>

「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について(通知)」 (令和5年3月29日付け)(抄)

1. 教職課程を置く大学等に係る事項

(3)教育実習等の適切な時間の管理等について

教育実習等は大学等が実施する授業科目であることや、教員免許状を取得するための認定科目であることから、大学設置基準等や施行規則等に基づき、適切な時間の設定・確保を行うことはもとより、緊急時等を除き、所定の時間数を上回るような実習が行われることのないよう、大学等は教育委員会や学校等と調整を行うこと。

学校における教員の働き方改革については、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月18日付け30文科初第1497号)(別添4)(以下、「働き方改革通知」という。)に示すとおり、文部科学省、教育委員会等においてその取組を進めているところである。本通知の趣旨も踏まえ、大学等における教職課程の授業科目のうち、例えば、「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)」に関する科目において、教員の働き方改革に関する内容等を取り扱うことが考えられること。

上記の教員の働き方改革を推進する趣旨から、大学等においても、実習受入れを行う学校に過度な負担がかからないことへ十分な配慮が必要であること。例えば、教育実習等の学生個人の評価票やその他の報告事項等の提出に当たり、学校や実習を指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めると等がないよう十分留意すること。また、その方法においては、ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討すること。

2. 各教育委員会や学校等に係る事項

(2)教育実習等の適切な時間の管理等について

教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、大学等は大学設置基準等や施行規則等に基づき適切な時間の設定で実習計画を行っているため、学校は設定された時間数での実施を徹底する必要があること。また、教育実習等は学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則であることから、緊急時や真に必要な場合を除き、設定された時間数を上回る実施のないよう、努めること。

令和4年答申を踏まえ、今後教育実習等の実施の在り方が多様化することが想定されることから、教育委員会はその受入れの調整にあたって、域内の学校に一任するのではなく、例えば、教育委員会が中心となって調整を行うことや、自治体ごとに受入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担を軽減することが期待できること。

「働き方改革通知」を踏まえ、教育委員会や学校等においてその取組を進めているところと承知しているが、受入れ学校の教員の勤務時間の状況等によって、教育実習等の実施においても、設定された時間数を上回る長時間の実習が行われる可能性があると考えられることから、教育実習等の適切な実施の在り方については、教員の働き方改革や職場環境の改善と併せて検討することが望ましいこと。

教職課程を有する大学数(令和5年4月1日現在)

区分		大学等数	教職課程を有する 大学等数		免許状の種類別の教職課程を有する大学数等						
					幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭
大学	国立	82	76	92.7%	49	52	72	76	21	2	50
	公立	99	61	61.6%	12	5	43	49	18	20	7
	私立	606	465 (23)	76.7%	209 (13)	194 (13)	398 (15)	418 (18)	92 (4)	113	110 (6)
	計	787	602 (23)	76.5%	270 (13)	251 (13)	513 (15)	543 (18)	131 (4)	135	167 (6)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0	—	0	0	0
	公立	15	7	46.7%	4	0	3	—	0	1	0
	私立	290	209 (8)	72.1%	193 (7)	21	30 (1)	—	10	40	2
	計	305	216 (8)	70.8%	197 (7)	21	33 (1)	—	10	41	2
合計		1092	818 (31)	74.9%	467 (20)	272 (13)	546 (16)	543 (18)	141 (4)	176	169 (6)

※括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。11

參考資料

我が国の教員免許制度の主な変遷について①

昭和24年 教育職員免許法制定（昭和24年法律第147号）

○相当免許主義、大学における養成の原則、開放制の原則が確立

- 相当免許主義
…教育職員は、教育職員免許法に基づき授与される各相当（学校種・教科ごと）の免許状を有する者でなければならない。
- 大学における養成の原則
…戦前、教師養成は師範学校や高等師範学校等の教員養成を目的とする専門の学校で行うことを基本としていたが、戦後、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的として、教員養成の教育は大学で行うこととした。
- 開放制の原則
…教員養成を目的とする学位課程に限らず、国立・公立・私立のいずれの大学でも、教員免許状取得に必要な所要の単位に係る科目を開設し、学生に履修させることにより、制度上等しく教員養成に携わることができることとした。

○普通免許状、仮免許状、臨時免許状の3種の区分が確立

- 普通免許状
…一級、二級に区分。一級免許状が標準ないし理想とされるものの、戦後の経済状態と学生の経済的負担に鑑み、直ちに全教師に一級免許状を要求することは、かえって優秀な人材の登用を困難にする恐れがあることから、「大学2年修了」相当の二級免許状が設けられた。
- 仮免許状
…教師人材の確保及び充足のため、「大学1年修了」程度（高等学校については2年）を基礎資格として短期養成により授与される免許状。校長、教育長、指導主事、教諭それぞれに設けられた。
- 臨時免許状
…普通免許状又は仮免許状を有する者を採用できない場合に限り授与できる「助教諭」の免許状。

○校長免許状、教育長免許状、指導主事免許状の新設

- 校長、教育長、指導主事の職責や求められる能力に鑑み、それぞれの免許状を創設（※）。

※昭和29年免許法改正で廃止。

我が国の教員免許制度の主な変遷について②

昭和29年 教育職員免許法一部改正（昭和29年法律第158号）

○校長、教育長、指導主事免許状の廃止

- 免許法簡素化、行政簡素化の観点から、免許制とすることの必要性の薄い校長、教育長、指導主事について個別の免許状を廃止し、教育公務員特例法において必要最小限の任用要件を設けた。

○仮免許状の廃止

- 戦後の新しい教員養成が標準とするのは「一級免許状」であり、「仮免許状」は、免許法創設当時に臨時免許状の教師（助教諭）が多かったことを受け、1年程度の短期養成により、できるだけ早く助教諭を教諭へと引き上げ、助教諭率の減少を図るための措置であった。
- 教員需給関係の好転（※）に伴い、仮免許状を廃止し、行政事務と法の規定内容の簡素化を図った。

※当時の小学校教諭の内訳比率

昭和25年4月30日現在…臨時免許状24.6% 仮免許状23.8%

昭和28年5月1日現在…臨時免許状18.1% 仮免許状14.4%

○教職経験年数の単位換算

- 現職経験を教員免許にも反映させることを目的とし、免許状の上進の際、必要とされる現職教員としての最低在職年数を超える年数について、1年あたり5単位として換算し要修得単位数を軽減する制度が新設。また、在職年数が15年を超える場合は、単位の修得なく上進が可能とした（いわゆる「15年0単位」。昭和63年改正法により現在は廃止）。

○最低修得単位数の改正

- 免許状取得のための必要単位のうち、幼稚園及び小学校教諭については、教職に関する科目を増加（教科に関する科目は減少）させ、中学校及び高等学校教諭については、担当する教科に関する専門教養を高めるために教科に関する科目を増加（教職に関する科目は減少）させた。

○高等学校教諭一級免許状に係る直接養成の開始

- 従来教育職員検定による上進によってしか取得できなかった高等学校教諭一級免許状について、大学院、大学の専攻科が相当数設置された実情に伴い、修士課程の修了を基礎資格とした直接養成を開始。

我が国の教員免許制度の主な変遷について③

※昭和29年改正前後の必要単位数の比較

		教科専門科目		教職専門科目	
		改正前	改正後	改正前	改正後
幼稚園	一級免許状	24	16	25	28
	二級免許状	12	8	20	18
小学校	一級免許状	24	16	25	32
	二級免許状	12	8	20	22
中学校	一級免許状	甲 30	甲 40	20	14
		乙 18	乙 32		
	二級免許状	甲 15	甲 20	15	10
		乙 10	乙 16		
高等学校	一級免許状	甲 30	甲 62	20	14
		乙 18	乙 52		
	二級免許状	甲 15	甲 40	15	14
		乙 10	乙 32		

※甲教科…社会、理科、家庭、職業等 乙教科…国語、数学、外国語、音楽、図画、工作、書道、保健体育、職業指導等

※一般教養科目（一級：36単位、二級：18単位（高等学校は36単位））については従前どおり。

昭和48年 教育職員免許法一部改正（昭和48年法律第57号）

○教員資格認定試験の創設

- 大学又は短期大学において所要の単位を修得した者に対して与えることを基本としつつ、職業生活や自己研修などにより優れた能力を身に付けた者についても教員免許を取得する道を開き、教職に人材を迎え入れるとともに、大学における養成になじみにくい分野などの教員確保を図る目的で、昭和39年改正法において新設された「高等学校教員資格試験」（「柔道」「剣道」「計算実務」のみ実施）を「教員資格認定試験」として拡充。
- 高等学校教員資格認定試験については「看護」「インテリア」を追加するとともに、新たに小学校教員資格認定試験及び特殊教育教員資格認定試験（聴覚障害、肢体不自由、言語障害）を設けた。

○一般教養科目の削除

- 大学における一般教養科目の履修の弾力化に対応するため、一般教養の履修は大学の一般的な基準（大学設置基準）の中で取り扱うこととし、免許法の個別の規定の中に一般教養の履修要件を規定しないこととした。

我が国の教員免許制度の主な変遷について④

昭和63年 教育職員免許法一部改正（昭和63年法律第106号）

○専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類の免許制度が確立

○専修免許状の創設

- 当時普及しつつあった大学院修士課程を教員養成や現職研修の課程に組み込み、
 - ①特定の分野について専門性を身に付け、かつ教職への適性と意欲のある人材を教育界に誘致する道を開くこと
 - ②学部卒業時の免許状を有する者が、現職経験とその間における所定の単位修得により修士課程修了の免許状へ到達できる途を設け、教師の現職研修に対する自発的な意欲を喚起することを目的とし、「修士課程等において特定の分野について深い学識を積み、当該分野について高度の資質能力を備えていることを示すもの」として設けられた、修士課程修了相当の免許状。
- 専修免許状の取得に当たっては、「教科又は教職に関するもの（※）」に関する科目の修得が必要とされた。これは、教科専門科目又は教職専門科目のいずれかを修得すればよいこととするとともに、それらを有機的に関連させた授業科目の開設もできることとし、各大学の創意工夫により教職課程の一層の充実を図ったもの。※現行法における「大学が独自に設定する科目」。

○二種免許状から一種免許状への上進の努力義務

- 特に幼稚園教諭及び養護教諭の養成において短期大学が重要な役割を果たしていることに鑑み、二種免許状については引き続き存置することとした一方で、教員に求められる標準的な水準として学部卒業程度の一種免許状を位置づけていることを踏まえれば、二種免許状所有者においては一層の研鑽を積むことが強く望まれることから、法律上、一種免許状への上進に関する努力義務を課した。

○最低修得単位数の引き上げ

- 社会状況の進展や学校教育の内容の変化等に伴い、教育方法・技術、生徒指導、特別活動などの面で一層の実践的指導力を身に付けることが求められており、その基礎となる力を養成段階で身に付けることを目的として、教員免許状の取得に必要な最低修得単位数の引き上げを行った。
- 具体的には、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目」、「特別活動に関する科目」、「生徒指導に関する科目」、「教育実習の事前及び事後指導」などが新たに追加（省令改正）。

我が国の教員免許制度の主な変遷について⑤

昭和63年 教育職員免許法一部改正（昭和63年法律第106号）（続き）

○特別免許状の創設

- 広く一般社会から教育に熱意を持つ優れた人材を教育界に迎え入れることにより、教員組織の活性化を図る等の目的で新たに設けられた免許状。授与された都道府県内でのみ有効であり、当時は「授与したときから3年以上10年以内で都道府県教育委員会が定める期間」という有効期限が付されていた（現在は無期限）。

○特別非常勤講師制度の創設

- 学校教育の多様化に対応するため、教科の領域の一部に係る事項等の教授又は実習について特に必要があると認めるときは、非常勤講師に限り、授与権者の許可（※）を受けて、相当免許状を有しない者をこれに充てることができるとする制度。

※平成10年の教育職員免許法改正により、許可制から届出制に変更。

○在籍年数による修得単位数の軽減（教育職員検定）

- 現職教師の一層の資質向上を図ることを目的として現職教育を奨励するため、教育職員検定により上位の免許状を受ける際に必要な教師としての最低在職年数及び必要単位数を定めた別表第3について、免許種の再編に伴い規定を改めるとともに、最低在職年数を超える在職年数がある場合にはそれに応じて必要単位数が更に逡減する措置を創設。

○教職特別課程の創設

- 教育に広く人材を求めるという観点から、大学等において教職に関する専門科目を履修しなかった者が、大学等を卒業後、免許状を取得する機会を拡充することを目的として、1年間（当時。現行法においては1年以上）の学部での教職に関する専門科目の履修により1種免許状の取得が可能な課程として「教職特別課程」を創設。

○免許法施行規則第66条の6科目の創設

- 免許法別表第1表備考第4号における「特に必要なものとして文部科学省令で定める科目」として、教職課程外である免許法規則第66条の6の科目が創設され、日本国憲法及び体育が規定（※）。

※現在は、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）

我が国の教員免許制度の主な変遷について⑥

※昭和63年改正前後の必要単位数の比較

		教科専門科目		教職専門科目		教科又は教職科目 新設	合計	
		改正前	改正後	改正前	改正後		改正前	改正後
幼稚園	専修（新設）	—	16	—	35	24	—	75
	一種（旧一級）	16	16	28	35	—	44	51
	二種（旧二級）	8	8	18	23	—	26	31
小学校	専修（新設）	—	18	—	41	24	—	83
	一種（旧一級）	16	18	32	41	—	48	59
	二種（旧二級）	8	10	22	27	—	30	37
中学校	専修（新設）	—	40	—	19	24	—	83
	一種（旧一級）	甲 40 乙 32	40	14	19	—	甲 54 乙 46	59
	二種（旧二級）	甲 20 乙 16	20	10	15	—	甲 30 乙 26	35
高等学校	専修（旧一級）	甲 62 乙 52	40	14	19	—	甲 76 乙 66	83
	一種（旧二級）	甲 40 乙 32	40	14	19	—	甲 54 乙 46	59

※甲教科…社会、理科、家庭、職業等 乙教科…国語、数学、外国語、音楽、図画、工作、書道、保健体育、職業指導等

我が国の教員免許制度の主な変遷について⑦

平成9年 介護等体験特例法の成立（平成9年法律第90号）

○介護等体験の趣旨及び内容

- 義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する目的で、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（※）を行わせる措置を創設。（平成10年4月1日より施行）。

※介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験といった、障害者等と直接接するわけではないが、受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される。

- 18歳に達した後、7日間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定める施設（※）において介護等体験を行う。

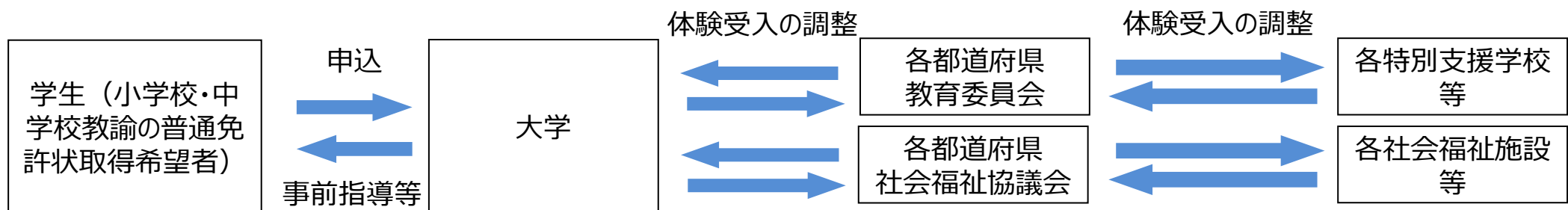
※主な対象施設

学校関係：特別支援学校、特別支援学級や通級を設置する学校 等

社会福祉施設関係：老人ホーム、児童養護施設、障害者支援施設 等

○介護等体験の実施に係る流れ

- 介護等体験の実施に当たっては、基本的に大学が介護等体験の受け入れ先との調整を行う。



我が国の教員免許制度の主な変遷について⑧

平成10年 教育職員免許法一部改正（平成10年法律第98号）

○「教職に関する科目」の単位数の充実

- いじめ等への教育課題への対応に向けた、カウンセリングに関する基礎知識を含む「教育相談の理論及び方法」に関する科目の創設や、使命感と力量のある教員養成に向けた「教職の意義に関する科目」の創設、中学校における「教育実習」の単位数の増加（3単位→5単位）などをはじめとして、「教職に関する科目」の単位数を充実。

○「教科に関する科目」の単位数の減少

- 教科の専門性は、教職課程以外の卒業要件における専門教育科目の履修と併せて、より少ない「教科に関する科目」に係る単位数の修得によっても十分に担保されるとの考え方のもと、「教科に関する科目」の単位数を減少。

○一種・二種免許状の取得に当たっての選択履修方式（「教科又は教職に関する科目」）の導入

- 得意分野と個性を持った教員を養成するため、従来専修免許状の取得要件にしかなかった「教科又は教職に関する科目」を、一種・二種免許状の取得要件においても導入し、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科・教職を有機的に関連させた科目」を選択的に履修できるようにした。

○特別非常勤講師制度について「許可制」から「届出制」への変更等

- 学校教育への社会人の活用を一層促進する観点から、特別非常勤講師制度の対象教科を拡大するとともに、手続を簡素化し、授与権者による「許可制」から「届出制」へ変更。

平成12年 教育職員免許法一部改正（平成12年法律第29号）

○一種免から専修免への上進に当たっての、最低在職年数を超える年数に応じた単位数逡減措置を廃止

- 実務経験を活用した一種免許状から専修免許状への上進に当たっては、教師としての最低3年以上の在職年数があれば15単位の修得での上進が可能であるところ、これを1年超えるごとに3単位ずつ（最高6年以上の在職で6単位まで）逡減する措置が設けられていた（別表第3）。
- 逡減措置の背景にある現職研修による学びは職務年数に応じて一斉に受講するものであり、このような成果を、専修免許状の取得のための単位数として換算することは不相当であること、現職教師が専門分野・得意分野を身に付けるためには大学院での学修が必要であり、6単位では不十分と考えられることから、当該措置を廃止。

総単位数は据え置き

我が国の教員免許制度の主な変遷について⑨

平成14年 教育職員免許法一部改正（平成14年法律第55号）

○他校種免許状による専科指導の充実

- 小学校における専科指導の充実の観点から、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校における相当する教科（例：中学校数学→小学校算数）の教授又は実習を担当することが可能に。
- 普通教科が多くを占める中学校免許状では十分に対応できない専門分野での指導の充実の観点から、高等学校の専門教科等の教諭の免許状を有する者が、中学校における相当する教科（例：高等学校工業→中学校技術の一部）の教授又は実習を担当することが可能に。

○隣接校種免許状の取得を促進する制度（別表第8）の創設

- 学校段階間の連携強化の観点から、隣接校種の免許状（例：中学校数学⇔高等学校数学）の授与を受けようとする場合に、教師としての所定の在職年数により、通常より少ない単位数で免許状を取得できる制度（免許法別表第8）の創設。

○特別免許状の授与要件の見直し、有効期限の撤廃

- 総合的な学習の時間の導入などを含む新しい教育課程の実施に当たり、創意工夫を生かした特色ある教育課程や学校づくりが進められており、優れた知識や技能を有する者の登用がこれまで以上に求められている中、特別免許状の活用を促進するため、授与に当たっての学士要件の撤廃や、免許状の有効期限の撤廃を実施。

平成28年 教育職員免許法一部改正（平成28年法律第87号）

○科目区分の大括り化

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶ（一体的な科目として開設する）ことを可能とするため、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等にわかれている科目区分を、「教科及び教職に関する科目」に大括り化した上で、従来の「教科に関する科目」と「各教科の指導法」を合わせた「教科及び教科の指導法に関する科目」を創設。

○学校体験活動の単位化

- 学校インターンシップや学校ボランティアといった教師の職務を体験する活動（学校体験活動）について、学生が長期間にわたり継続的に活動を行うことで学校現場をより深く知ることができ、既存の教育実習と相まって、「理論と実践の往還」による実践的指導力の基礎の育成に有効であるという観点から、各大学の判断により、「教育実習」として必要となる5単位のうち、2単位まで学校体験活動に関する単位を充てることが可能に。

我が国の教員免許制度の主な変遷について⑩

平成28年 教育職員免許法一部改正（平成28年法律第87号）（続き）

※科目区分の大括り化のイメージ

（例：中学校）

平成28年以前の教職課程

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目			20	20	10
教職に関する科目	教職の意義及び教員の役割				
	教職の意義等に関する科目	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		各教科の指導法			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	12	12	4
		特別活動の指導法			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	4	4	
	進路指導の理論及び方法				
教育実習		5	5	5	
教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目			32	8	4
			83	59	35

令和4年4月以降の教職課程

※赤字の事項は単位数変更又は新たに単位数設定(その後の改正事項も含む)

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目		イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)(専修:8単位、二種:2単位)	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		イ 道徳の理論及び指導法(専修:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術 ホ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法(1単位) ヘ 生徒指導の理論及び方法 ト 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 チ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目		イ 教育実習(学校体験活動を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ 教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目			28	4	4
			83	59	35



我が国の教員免許制度の主な変遷について⑪

令和3年 教育職員免許法施行規則一部改正（令和3年文部科学省令第35号）

- **教員養成フラッグシップ大学制度の創設** ※現在、東京学芸大学、福井大学、大阪教育大学、兵庫教育大学の4大学を指定。
 - ・ 「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体の変革を牽引する役割を果たす大学について、文部科学大臣が「教員養成フラッグシップ大学」として指定する（指定大学）制度が創設
 - ・ 指定大学における特例として、現行の教職科目にない内容を「指定大学が加える科目」として開設し、
 - 「大学が独自に設定する科目」として、「指定大学が加える科目」を充てることが可能。
 - 専修・一種免許状の授与における必要単位数について、二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数まで、「指定大学が加える科目」の単位を充てることが可能。

令和5年 教育職員免許法施行規則一部改正（令和5年文部科学省令第30号）

- **大学設置基準の特例に対応した教職課程における「自ら開設の原則」等に関する特例措置の創設**
 - ・ 大学設置基準等の令和4年度改正により、教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、大学設置基準等の特例対象規定の全部又は一部によらない教育課程を編成することができる制度が創設。
 - ・ 教職課程についても、文部科学大臣が認めた範囲で、免許法施行規則の一部の規定を適用しない特例を設けることにより、設置基準特例を受けた大学が、教職課程についても先導的な取組を行うことを可能とするもの。

大学設置基準		免許法施行規則	
特例対象（大学設置基準）	設置基準特例による効果	特例対象（免許法施行規則）	教職課程における特例による効果
授業科目の自ら開設の原則 （第19条第1項）	複数大学間で連携して教育課程を開設すること等が可能	教職課程の授業科目の自ら開設の原則（第22条第1項） 他の大学が開設する各教科の指導法に関する科目等を自大学開設とみなす場合、各科目の単位数の3割が上限（第22条第4項）	複数大学間で連携して教育課程を開設すること等が可能 文部科学大臣が認めた範囲内で 3割を超える各科目の単位数を自大学開設とみなす ことが可能
大学連携推進法人等による連携開設科目に係る30単位上限 （第32条第6項）	30単位を超える科目の連携開設が可能	他大学との連携開設科目を自大学開設とみなす場合、第4項でみなす科目と合わせ免許取得に必要な最低単位数の8割が上限（第22条第3項）	文部科学大臣が認めた範囲で最低単位数の 8割を超える単位を自大学開設とみなす ことが可能

課程認定制度について

1. 課程認定制度の概要
2. 認定を受ける組織
3. 授業科目の開設
 - 3-1. 教科専門科目の共通開設
 - 3-2. 教職専門科目の共通開設
4. 教職専任教員の配置
5. 教職課程認定における大学間連携に関する制度の一覧

1. 課程認定制度の概要①

1. 教員免許制度

- 教員免許状: 公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度。
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員になるためには、原則として、教員免許状を有する者でなければならない(免許主義)。

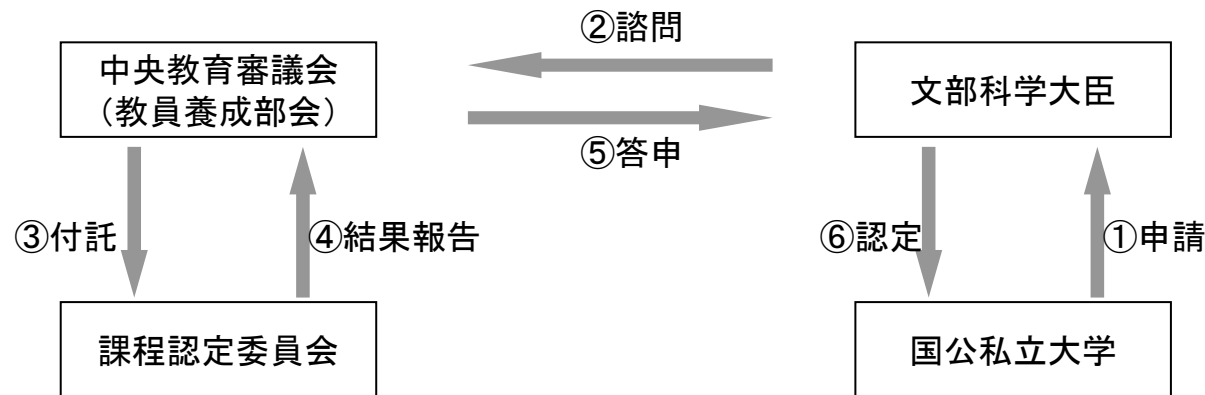
2. 教員養成の理念

- 教員免許状取得希望者は、大学において教職課程を履修しなければならない。
 - ① 大学における養成の原則 (教員養成は大学において行うことを基本とする)
 - ② 開放制の原則 (教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる)
- 教職課程を履修し免許状を取得した学生は、認定課程を有するどの大学を卒業しても、教員としての最低限の知識・技能は有しているとみなされる。
- 大学としての「多様性」と資格としての「標準性」の双方を両立させる教員養成が求められている。
→ 教育職員免許法、同施行規則の最低限の基準を必ず満たした上で、各大学において、質の高い教員養成に向けた改革を不断に行っていくことが重要。(教職課程認定基準1(3))

1. 課程認定制度の概要②

3. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



4. 課程認定の審査

■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

■ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教員組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

2. 認定を受ける組織：課程認定を受ける組織単位

教職課程は、学科等を単位として認定

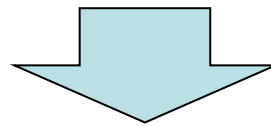
教職課程認定基準2(1)

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織(以下「学科等」という。) ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたもの(※)でなければならない。

(※) 学則に定められた組織のうち最小単位

学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間(短期大学では2年間)の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専門性を確保しようとするものである。

(学科等の目的・性格と免許状との相当関係について 平成21年2月27日 中央教育審議会 初等中等教育分科会教員養成部会)



教職課程は、学科等を基本的な単位として組織される。

- ・学科等の目的・性格と免許状との相当関係が必要
- ・授業科目は、認定を受ける学科等で開設
- ・教職専任教員は、認定を受ける学科等に籍を有する者
- ・必要教職専任教員数は、認定を受ける学科等の入学定員に応じて増員

2. 認定を受ける組織：学科等の目的・性格

1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

教職課程認定基準2(5)

教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

- 関連：「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）」
 - ・審査の観点：学位の分野、教科専門科目及びその関連科目を相当程度開設、当該科目の卒業要件上の位置付け 等

2. 教員養成を主たる目的とする学科等

教職課程認定基準2(6)

幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

- 関連：「教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）」1(5)
 - ・審査の観点：学科等の名称、学位の分野、教科専門科目及び教職専門科目の卒業要件上の位置付け 等

3. 授業科目の開設

1. 授業科目開設の原則

- 教職課程で開設する授業科目は、原則として、認定を受けようとする学科等で開設
- 1つの授業科目は、原則として、1つの教職課程でのみ開設

- ・学科等の学位課程の教育を通して教科専門性を確保している。
- ・幼稚園・小学校の教職課程を設置する「教員養成を主たる目的とする学科等」とその他の学科等では、教職専門科目の学位課程上の位置付けが違う。

- ・教職課程認定基準2(1)
教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻、(中略)その他学則で定める組織(以下「学科等」という。) ごとに認定する。
- ・教職課程認定基準3(1)
大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。

2. 他学科等、他の教職課程との共通開設

- 一定の場合には、同一の学科等又は複数の学科等間で授業科目を共通に開設することや、他学科等で開設する授業科目をあてることができる。(教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2)、4-8(1)~(3))

- ・他学科等で開設する授業科目をあてることが、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等に資する場合がある。
- ・複数の種類の免許状に共通して履修が必要な科目がある。

3-1. 教科専門科目の共通開設

- 小学校、中学校及び高等学校(一部養護教諭)の教職課程では他の教職課程、学科等と共通に開設できる場合がある。
- ただし、中学校、高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目は、半数以上を自学科開設科目とする必要がある。(教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2))

	同一／複数の学科等					
	幼	小	中	高	養	栄
(課程認定基準4-8)						
領域及び保育内容の指導法に関する科目:領域に関する専門的事項	×	—	—	—	—	—
教科及び教科の指導法に関する科目:教科に関する専門的事項	—	○ ※特定の組み合わせの場合				
	—	×	○			—
養護に関する科目	—	—	※養護は、中高(保健、保健体育)、高(看護)との共通開設に限る			—
栄養に係る教育に関する科目	—	—	—	—	—	×

3-2. 教職専門科目の共通開設

	(課程認定基準4-8)	同一／複数の学科等					
		幼	小	中	高	養	栄
教育の関する基礎的科目理解に	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				○		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容				○		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				○		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				○		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				○		
	教育課程の意義及び編成の方法				○		
の道徳相導、談法総合及び合にび的関生なす徒学指習の科目、時教育等	道徳の理論及び指導法 ※1	—	○		—		○
	総合的な学習の時間の指導法 ※1	—			○		
	特別活動の指導法 ※1	—			○		
	教育の方法及び技術				○		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※2				○		
	生徒指導の理論及び方法	—			○		
	教育相談				○		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	—		○		—	—
	幼児理解の理論及び方法	×	—	—	—	—	—
教育実践に関する科目	教育実習		○		○		
		×		○		×	×
	学校体験活動		○		○		
	×		○		×	×	
	教職実践演習			○		×	×
領域及び保育内容の指導法に関する科目：保育内容の指導法		×	—	—	—	—	—
教科及び教科の指導法に関する科目：各教科の指導法		—	×		○		
			○		×		
複合科目		×	×		○	—	—

■ 教職専門科目は、大学内での共通化が可能。
 ■ ただし養護教諭、栄養教諭の一部事項や特別支援学校教諭の科目の共通化はできない。

※1 養護教諭及び栄養教諭については、免許法施行規則において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」と規定されており、このうち、道徳、総合的な学習の時間、特別活動に関する各内容に該当する部分であれば併せて共通開設可。

※2 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の情報機器に関する部分であれば併せて共通開設可。

4. 教職専任教員の配置①：配置の原則

認定を受けようとする教職課程ごとに、当該学科等に籍を有する教職専任教員を必要数配置

・教職課程認定基準3(7) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。

①専ら当該課程を有する学科等(全学的に教職課程を実施する組織を含む。)の教育研究に従事する者、②当該学科等の教職課程の授業を担当する者、③当該学科等の教職課程の編成に参画する者、④当該学科等の学生の教職指導を担当する者

・教職課程認定基準3(10)

教職専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目又は養護に関する科目のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。

【必要教職専任教員数(最低基準)】

	教科専門科目	教職専門科目
幼稚園教諭	3人	3人
小学校教諭	1～5人	3～7人
中学校教諭	2～4人	2人
高等学校教諭	2～4人	2人
養護教諭	3人	2人
栄養教諭	—	2人

※「教科専門科目」:(幼)「領域に関する専門的事項」、
(小・中・高)「教科に関する専門的事項」、
(養)「養護に関する科目」、
(栄)「栄養に係る教育に関する科目」

※「教職専門科目」:「保育内容の指導法」「各教科の指導法」
「教育の基礎的理解に関する科目等」

※特別支援学校教諭は、特別支援教育領域ごとに教職専任教員3人を配置する。(知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する領域の場合は、これらの領域全体として3人以上)

1. 幼稚園教諭及び小学校教諭

■ 入学定員が50人を超えるごとに2人増員

(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))

2. 中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭

■ 「教職専門科目」は、入学定員に応じて増員

入学定員800人以下は 2人以上、
801～1200人以下は 3人以上、
1201人以上は 4人以上

(教職課程認定基準4-3(5) 等)

■ 「教科専門科目」は、入学定員に関わらず一定数
(免許状の種類に応じて規定する教員数)

(教職課程認定基準4-3(5)、4-4(5))

4. 教職専任教員の配置②：他学科等、他の教職課程の教員

科目を共通開設等する場合や、共通開設が認められていない場合でも担当する科目の専門分野に近接性がある場合には、他学科等に籍を有する教員や他の教職課程の教員を、認定を受けようとする課程の教職専任教員とすることが、一定の範囲で可能。

1. 同一学科等において授業科目を共通に開設する場合

- それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能。 (教職課程認定基準4-8(4))

2. 同一学科等において幼稚園と小学校の認定課程がある場合

- 幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能。 (教職課程認定基準4-2(5))

3. 複数の学科等において授業科目を共通に開設する場合

- それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能。
- ただし、中学校、高等学校の教科専門科目については、必要教職専任教員数の半数以上は当該学科等に籍を有する教職専任教員でなければならない。 (教職課程認定基準4-8(4))

4. [※]ただし書き教員の配置

※大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号のただし書きに定める基幹教員。専門職大学、短期大学、通信教育においても同様。

- 幼稚園、小学校は必要教職専任教員数の合計の1/4を上限に配置が可能。
ただし、指定区分に配置が必要な教職専任教員(4人)は、当該学科等に籍を有する者であることが必要。
(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))
- 中学校、高等学校は「教科専門科目」「教職専門科目」の必要教職専任教員数の1/4を上限に配置が可能。
ただし、必要教職専任教員数が3人以下の場合は適用されない。
(教職課程認定基準4-3(5)、4-4(5))

5. 教職課程認定における大学間連携に関する制度の一覧

○教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)上の特例

	単位互換制度	連携開設制度	共同実施制度	教育課程特例制度	地域アクセス確保特例制度(※3)
仕組み (大学設置基準等)	各大学が開設している授業科目について単位互換協定に基づき、自らの大学の授業科目とみなす仕組み	大学等連携推進法人や複数大学法人に参画する大学が連携して開設する科目(連携開設科目)を自らの大学の授業科目とみなす仕組み	共同の学位プログラムの下設置される複数大学の教職課程を同一のものとみなし、大学が開設する授業科目をお互いに自ら開設する授業科目とみなす仕組み	教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、大学設置基準等の特例対象規定の全部又は一部によらない教育課程を編成することができる制度	地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると文部科学大臣の認定を受けた場合は、大学設置基準等の特例対象規定の全部又は一部によらない教育課程を編成することができる制度
大学が開設する授業科目上の特例(免許法施行規則)	「教職に関する科目」のみ3割を上限に他の大学が開設する授業科目を自らが開設する授業科目とみなす	「教科及び教職に関する科目」のうち連携開設科目については8割を上限に自らが開設する授業科目とみなす(※1)	「教科及び教職に関する科目」において他の大学が開設する授業科目の全てを自らが開設する授業科目とみなす	自らが開設する授業科目に関し、単位互換や連携開設科目の上限によらず、文部科学大臣による認定を受けた範囲が適用される	自らが開設する授業科目に関し、単位互換や連携開設科目の上限によらず、文部科学大臣による認定を受けた範囲が適用される
教職専任教員の共通化(教職課程認定基準)	なし	上記の仕組みを活用する複数の大学が同一の免許状の種類(幼・小免許を除く)の教職課程の認定を同時に受けようとする場合(連携教職課程)には、一定の要件を満たした場合(※2)に、 大学間の教職専任教員の共通化を可能とする	大学間の教職専任教員の共通化を可能とする	なし	文部科学大臣による認定を受けた範囲に準じ、 大学間の教職専任教員の共通化を可能とする
認定事例	単位互換科目の受講を前提とした教職課程認定は行っていない	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構 国立大学法人東海国立大学機構 	<ul style="list-style-type: none"> 富山大学、金沢大学 群馬大学、宇都宮大学 熊本大学、佐賀大学 	札幌大学、大阪教育大学	なし

※1 連携開設制度を活用して開設される授業科目については大学において公表を行うこととする。(免許法施行規則)

※2 連携教職課程を設置しようとする大学については課程認定基準上の要件を課すこととする。(教職課程認定基準)

・幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が一以上含まれていること。

・教学管理のための体制を整備すること。その際、各設置大学の専任教員がそれぞれ一人以上からなるものであること。

・学生が在籍する学科等において8単位以上を修得し、それ以外の学科等のいずれかで8単位以上を修得するものとして必要な単位数を開設すること。等

※3 令和8年1月1日施行に伴い、今後免許法施行規則及び教職課程認定基準を改正予定。(令和8年度)

教職大学院(専門職学位課程)制度の概要

1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。(平成20年度から開設)

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

2. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上(うち10単位以上は学校等での実習)	30単位以上 修士論文の作成(研究指導)
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士(専門職)	修士(教育学)

3. 現状

① 設置大学数【令和6年度】 : 54大学(国立大学47校、私立大学7校)

② 教員就職率(※)【令和6年3月修了者】: 87.8%

(参考)国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率:69.0%(令和6年3月卒業生)

(※)現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者(臨時的任用を含む)の割合を指す。

③ 入学定員充足率【令和6年度】 : 85.6%(前年度より0.7%増)

④ 志願者数【令和6年度】 : 2,648人(前年度より50人減)

⑤ 入学者数【令和6年度】 : 2,178人(前年度より17人増)

(現職教員:870人(40%)学部新卒学生等:1,308人(60%))

4. 最近の振興策

出典:文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

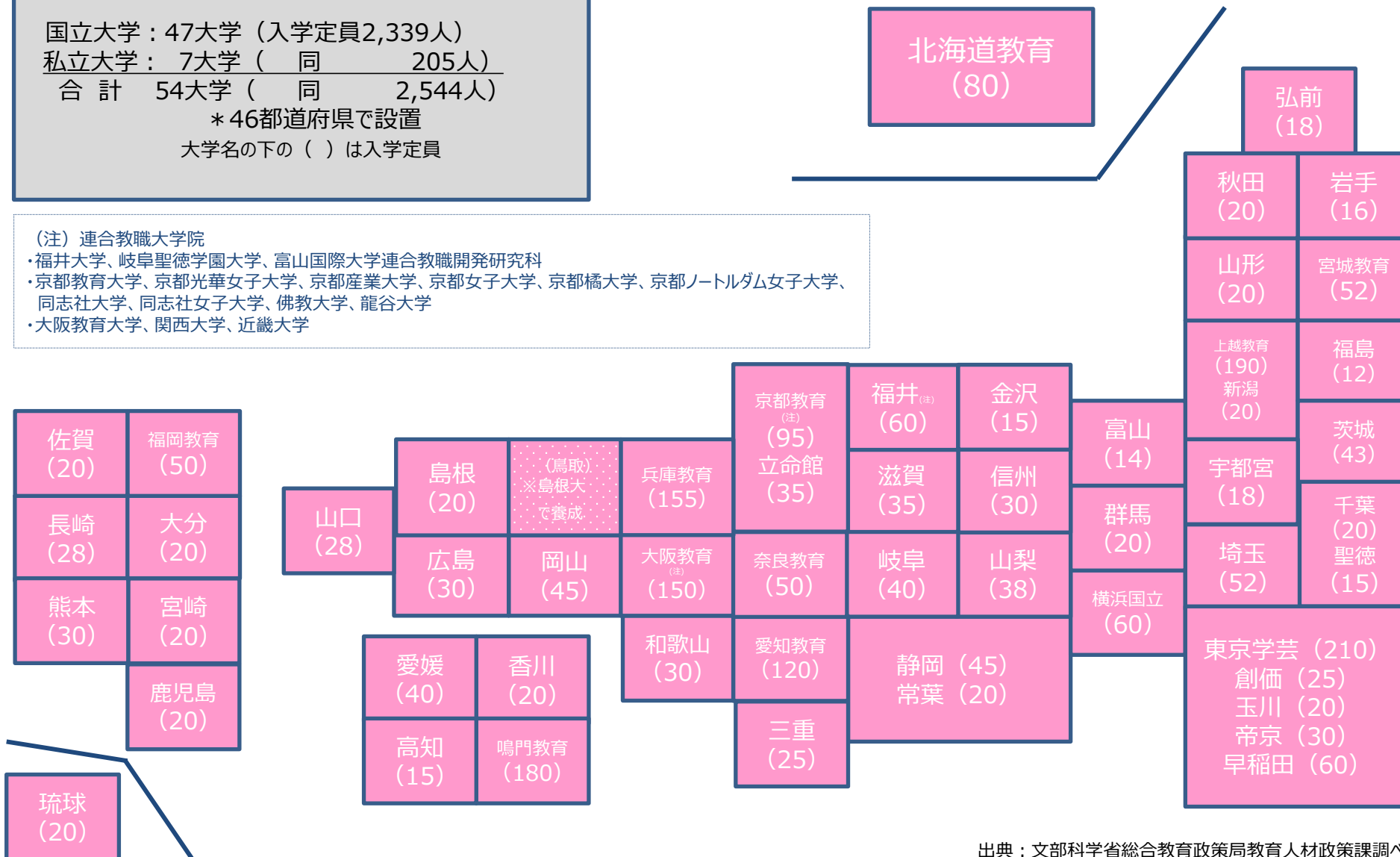
①令和5年6月に、専門職大学院設置基準を改正し、学部と連携した5年一貫コース等の設置を可能にするるとともに、②令和6年5月に、教職大学院を修了し教師となった者を中心に大学院在籍時に貸与を受けた奨学金の返還を免除する制度を創設。これらにより、①時間的制約の緩和の支援、②経済的な支援、を可能とし、「教職の高度化」(質の向上)と「教師志願者の拡大」(質的確保)を実現。

全国の教職大学院の設置状況(令和8年度)

国立大学：47大学（入学定員2,339人）
 私立大学：7大学（同 205人）
 合計 54大学（同 2,544人）
 ＊46都道府県で設置
 大学名の下の（ ）は入学定員

（注）連合教職大学院

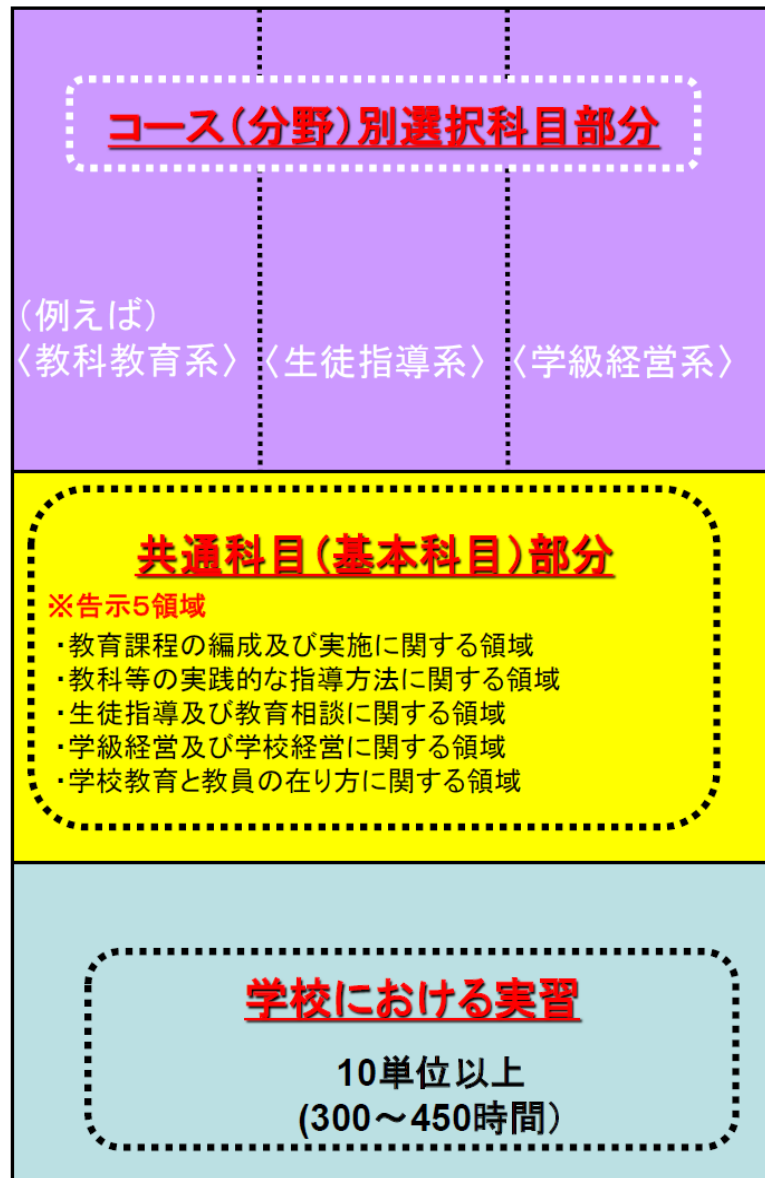
- ・福井大学、岐阜聖徳学園大学、富山国際大学連合教職開発研究科
- ・京都教育大学、京都光華女子大学、京都産業大学、京都女子大学、京都橘大学、京都ノートルダム女子大学、同志社大学、同志社女子大学、佛光大学、龍谷大学
- ・大阪教育大学、関西大学、近畿大学



出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

教職大学院の教育課程について

教職大学院の全体構造



○ 教職大学院の課程の修了要件は、45単位以上（実習10単位以上を含む）。

○ 共通科目の部分の単位数については、おおむね20単位。

* 教科領域を教職大学院に導入する場合には、5領域全てを学ぶことを条件に、16~18単位とする弾力的な運用も可能。管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、必要に応じて総単位数を12単位程度に減少させることも可能。

○ 実習については、現職教員について全部又は一部免除することができる。現行の教職大学院では、6大学で全部免除、27大学で一部免除を認めている。 ※出典：令和5年度教職大学院実態調査

* 各教職大学院によって、例えば、修了要件は45~49単位、学校における実習は10~12単位、共通科目は18~24単位とするなど、それぞれ工夫している。

○ 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、入学前の既修得単位の認定が可能。

* 他の大学院において修得した単位については、実習単位に係る免除分や単位互換分も含め、修了要件の2分の1を超えない範囲まで。

いわゆる「5年一貫コース」を可能とする制度改正(専門職大学院設置基準の一部改正)

背景

1. 課題

◆**大学院入学資格を有さない学部学生が科目等履修生として単位を修得した場合には、当該修業年限の通算を行うことはできない。**

<参考>

教員養成分野における学部教育と教職大学院教育の一体的なコースを設定している大学は、延べ11大学。(令和4年度)

2. 提言等

◆『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築～(答申)(令和4年12月19日中央教育審議会)

「学部と教職大学院の有機的な連携・接続の強化・実質化を推進する観点から、教職大学院への進学を希望する者を対象とするコース等の設定を促進するとともに、**学部学生が教職大学院の授業科目を先取り履修した場合に、当該先取り履修した単位数等を勘案して、教職大学院入学後の在学期間を短縮できるように制度改正を検討することが必要**である。」

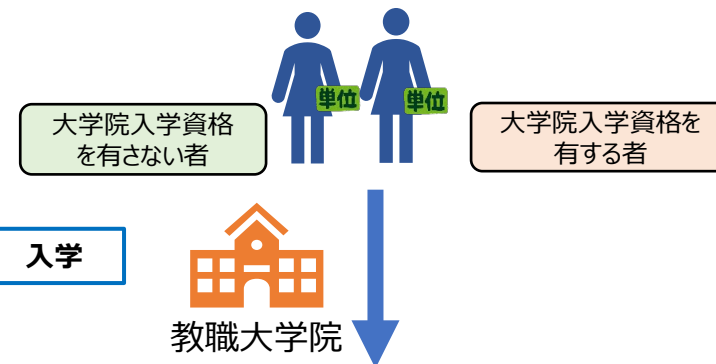
改正概要

教職大学院入学前に科目等履修生として大学院の単位を修得した場合には、当該単位修得時の大学院入学資格の有無にかかわらず、当該単位数、その取得に要した期間その他を勘案して在学期間の短縮を可能とする。

※大学院入学資格を有さない者の在学期間短縮の認定について、大学院入学資格を有した者が修得した単位の認定は、当該大学院における学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らし合わせて体系的であるかどうか等、十分に検討を行い判断することが求められているところであり、大学院入学資格を有さない者が修得した入学前既修得単位の認定についても、当該大学院は単位数や期間等を勘案して行うこととする。

改正後

入学前 科目等履修などで大学院の単位を修得



入学

教職大学院

教職大学院の教育課程の一部を修得したと認められた場合



標準修業年限

在学したとみなす

在学

教職大学院の在学期間を1/2まで短縮できる※

施行期日

令和5年6月15日

設置済みの大学：2
設置構想中の大学：3
(令和6年5月1日現在)